

繊維製品品質表示者 ID コード登録制度運営に関する規定

制定 1997 年 9 月 25 日

施工 1997 年 10 月 1 日

改定 1999 年 10 月 1 日

改定 2007 年 10 月 1 日

改定 2013 年 10 月 1 日

改定 2016 年 9 月 1 日

全日本婦人子供服工業組合連合会

(本規定制定の目的)

第1条 全日本婦人子供服工業組合連合会（以下、「連合会」という）は、家庭用品品質表示法に基づく品質表示者の氏名又は名称及び住所・電話番号の表示に代えて、連合会独自の繊維製品品質表示者 ID コード登録制度を採用、実施することとし、連合会を構成する各組合所属の組合員が同制度を使用することによって、製造、販売する製品の品質と安全性に対し、広く一般消費者の安定的かつ継続的な信頼を得ることを目的とする。
本制度の実施ならびに運営に関し、この規定を制定する。

(ID コードとその付与)

第2条 連合会は所定の手続きを経て、登録を承認された者に対し、別表 1 記載の表示方法による表示者 ID コード（以下、「ID コード」という）を付与する。

- ② ID コード番号を付与された者は確定された ID コード番号は普遍かつ絶対的なもので、重複して付与されることはなく、廃業、退会等により登録が取り消された場合には、その者に付与されたコード番号は 3 年間を経過した後に欠番とする。

(登録申請者資格)

第3条 ID コード登録の申請をすることができる者は、連合会を構成する組合（別表 2 記載の通り）の組合員とする。

- ② 組合の組合員でないものが ID コード登録の申請をしようとする場合には、その者が、原則として本店所在地の属する地域を管轄する組合に加入しなければならない。但し、相当の理由のある場合には、組合の管轄地域外にあっても例外として組合を通じて登録申請ができるものとする。

(登録申請手続き)

第4条 ID コード登録の申請は、別表 2 の組合に別表 3 記載の所定の申請書類を

提出しなければならない。

- ② 組合は、申請者から提出を受けた書類を審査の上、速やかに連合会に送付しなければならない。連合会は管轄の組合から送付された書類を受領したときは組合に対し、直ちに当該申請を受理した旨を通知する。

(登録承認の条件)

第5条 ID コードの登録を承認するには、申請者が次の各号に定める条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 第3条に定める登録申請者資格を有すること
- (2) PL（製造物責任）保険に加入していること
- (3) 表示された品質内容につき、責任を持って対応する担当部署を有していること
- (4) 消費者からの問い合わせ等に対し責任を持って対応する担当部署を有していること
- (5) ID コード管理能力を有していること
- (6) 反社会的勢力もしくはそれに準ずる勢力に該当又はそれらの勢力と何らかの取引、関係がないこと

(登録承認と ID コードの付与手続き)

第6条 連合会は ID コードを承認したときは、その旨を申請を受け付けた組合を通じて申請者に通知し、ID コードを付与し、「会員証」を発行する。

(ID コードの使用)

第7条 連合会から ID コード登録を承認された者は、以後その製造又は販売する製品に付与された ID コードを使用することができる。但し、繊維製品に限るものとする。

(譲渡・貸与の禁止)

第8条 ID コード登録の承認を受けた者は、有償・無償の如何にかかわらず、連合会から付与された ID コードを他に譲渡又は貸与してはならない。

(登録承認有効期間と更新)

第9条 ID コード登録有効期間は毎年1月1日から12月31日の1か年とする。但し、期中登録にあつては、残余期間内とする。

- ② 更新申請は別に定める書式「繊維製品品質管理者 ID コード更新申請書」により、更新手続きを行うものとする。

(変更等の届出)

第10条 ID コード登録の承認を受けた者は、氏名又は名称、代表者、住所、電

話番号等の変更が生じたとき、廃業、退会するとき又は第 3 条に定める登録申請資格ないし又は第 5 条に定める登録承認条件に抵触する事由が生じたときは、直ちに当該組合を通じ連合会に対し、その旨の届出をしなければならない。

(登録承認の取り消し)

第11条 連合会は、ID コード登録の承認を受けた者が、次の各号に定める事由の一つにでも該当したときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第 3 条に定める登録申請資格を喪失したとき。
- (2) 第 5 条に定める登録承認条件の一部ないし全部を欠いたとき。
- (3) 第 8 条の定めに違反したとき。
- (4) 第 9 条第 2 項の定めに従って更新申請を行わなかったとき。
- (5) 第 14 条に定める手数料の納付を怠ったとき。
- (6) 反社会的勢力もしくはそれに準ずる勢力に該当又はそれらの勢力と何らかの取引、関係があると判断したとき
- (7) その他、IDコード管理委員会がIDコード使用上、好ましくないと判断したとき。

1、上記(7)については別途規約を設ける。

- ② 前項によりIDコードの承認を取り消された者は、以後一切IDコードを使用することはできないものとする。

(責任範囲)

第12条 連合会は、ID コードの付与及び管理の責任を負うが、ID コードを表示した製品の品質表示内容等についての責任は、ID コード登録の承認を受けた者自身がこれを負い、連合会は一切責任を負わないものとする。

- ② 連合会は、ID コード登録の承認を受けたものに対し、表示社名を貸与するものであって、廃業、退会後に発生する苦情等（事故等）については一切の責任を負わないものとする。

(警告等の措置)

第13条 連合会は、ID コードの登録の承認を受けずに無断でID コードを使用する者に対しては、警告等の必要な措置をとるものとする。

(手数料等の徴収)

第14条 連合会は、ID コード付与の際、初期登録料、管理手数料を徴収することができるものとする。

- ② 前項の初期登録料及び管理手数料については別途定めるものとする。

以上

繊維製品品質表示者 ID コード登録料及び管理手数料

初期登録料・管理手数料

単位：円

区 分	初期登録料 (初回のみ)	管理手数料 (毎年)	協議会費 (毎年)	合 計	
				初回	毎年更新時
組 合 員	10,000	13,000	(別途課徴金)	23,000	13,000 (別途課徴金)
ID コード 協 議 会 員	10,000	16,000	12,000	38,000	28,000
地域内・外 員 外 者	30,000	36,000	なし	66,000	36,000

- 有効期限は1年とし、毎年更新することとする。
- 登録料は初期のみとする。
- 管理手数料は1年間とする。
- 期中登録の場合の管理手数料は月割とする。
- 上記登録料及び管理手数料は諸般の情勢を考慮し、見直す場合もある。

注

平成 20 年より、各地区組合の管轄区域以外の企業は ID コード協議会員に加入すれば、上記組合員と同じ費用での運用となります。

ただし、協議会費（年間 12,000 円）を別途請求させていただきますが、上記の表の通り、合計しても員外者扱いに比べ、初回登録料で 28,000 円、毎年の更新時で 8,000 円お安くなります。

あえて協議会員となることを希望せず、員外者扱いでの登録を希望される場合は、その旨お申し出ください。

ID コード地区別枠の設定

地区名	組合員・賛助会員付番	員外者付番
東京都 (TK)	J-TK 0001～	J-TK 1001～
愛知県 (AT)	J-AT 0001～	J-AT 1001～
岐阜県 (GF)	J-GF 0001～	J-GF 1001～
大阪府 (OS)	J-OS 0001～	J-OS 1001～
京都府 (KT)	J-KT 0001～	J-KT 1001～
福岡県 (HO)	J-HO 0001～	J-HO 1001～
新潟県 (NG)	J-NG 0001～	J-NG 1001～
栃木県 (TG)	J-TG 0001～	J-TG 1001～

- J- Japan の頭文字
- TK - Tokyo の略で地域を表す記号。数字はコード No。
- 付与番号は各地区において決定する。
- 上記以外の付番は 北海道 J-HK 0000～ 沖縄 J-ON 0000

別表 1

表示方法

1. 連合会 ID コード表示方法。

(例) 1

0	
羊毛	50%
カシミヤ	50%
商品番号	
全日本婦人子供服工業組合連合会	
03-3866-1299	
J-TK 0000	

商品番号で管理されていると思われるので必ずご記してください。

2. 氏名又は名称及び電話番号又は住所とする場合

(例) 2

0	
羊毛	50%
カシミヤ	50%
商品番号	
会社名(株) ○○○○	
電話番号又は住所	

注1、(例)1を使用する場合は、「全日本婦人子供服工業組合連合会」とする。

注2、略称は不可

注3、電話番号は「03-3866-1299」とする。

別表 2

□ 5団体

全日本婦人子供服工業組合連合会

名古屋婦人子供服工業組合

岐阜婦人子供服工業組合

京都既製服工業組合

佐野縫製協同組合

□ 申請受付窓口団体

全日本婦人子供服工業組合連合会

地域・下記地域以外の都道府県

名古屋婦人子供服工業組合

地域・三重県

岐阜婦人子供服工業組合

地域・富山、石川、福井の各県

京都既製服工業組合

地域・京都府

佐野縫製協同組合

地域・栃木県

別表 3

申 請 書 詳 細

□ IDコード申請に当たっては下記の書類とともに様式1、2を提出しなければならない。

1. 法人謄本1通
2. 様式1、同意書
3. 様式2、下記事項を記載した申請書

下記、記載事項

1. 住所
2. 会社名
3. 代表者名
4. 電話番号
5. FAX番号
6. 組合員・賛助会員
7. 承認を受けようとする者の事業内容（例、婦人既製服製造卸業等）
8. PL（製造物責任）保険の有・無
有りの場合は加入者番号を記入する。
無の場合は連合会の賠償責任制度を斡旋する。
9. 問い合わせ部署、担当者名、電話番号、FAX番号
以上の事項を記入すること。

以上